

# 島根県からのお知らせ

## 「納税の猶予の特例制度」

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した方は、申請していただくと、県税の納付を最長1年間、無担保・延滞金なしで猶予できます。

対象は、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、納期限までの納付が困難な方です。

※ 詳しくは下記 HP アドレスをご覧くださいか、お近くの県民センターへお問い合わせください。

※ 申請には期限があるため、お早めにご相談ください。

HP アドレス

<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei/kennzeinoyuuyotogenmenn.html>

お問い合わせ先

島根県東部県民センター出雲事務所 納税課 TEL0853-30-5532